

平成29年度公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	老人デイサービスセンター中之口			
管理者名	社会福祉法人 愛宕福祉会	指定期間	平成27年4月1日	～ 平成32年3月31日
担当課	西蒲区 健康福祉課			
所在地	新潟市西蒲区福島323番地			
根拠法令	老人福祉法			
設置条例	新潟市老人デイサービスセンター条例			
施設概要	(1)開設月日（建築年）：平成7年8月18日 (2)施設規模：鉄骨造平屋建／敷地面積 4,456.38m ² ／延床面積 404.30 m ² (3)施設内容：食堂、機能訓練室、静養コーナー、たたみコーナー、厨房、食品庫、検収室、リネン庫、便所、洗面所、準備室、特殊浴室、収納庫、職員更衣室、相談室兼会議室 (4)定員：（介護予防）通所介護：34名 (5)休館日：日曜日、12月31日から1月2日 (6)開館時間：午前8時00分から午後6時00分まで (7)サービス提供時間：午前9時00分から午後4時00分まで			

施 設 設 置 目 的
老人の健康な心身の保持と安定した生活の維持を図るため、老人福祉法第15条第2項の規定に基づき、老人デイサービスセンターを設置する。
管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 本 理 念 ， 方 針 等
<p>【管理運営に関する基本的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の健康な心身の保持と安定した生活の維持を図るために設置された施設であることを十分に認識し、設置目的に沿った管理運営を行う。 (2) 公の施設であることを認識し、市民の平等利用が確保されるように公平な管理運営を行う。 (3) 効果的・効率的な管理運営を行い、経費の削減に努める。 (4) 利用者や地域住民の意見を管理運営に反映させる。 (5) 利用者からの苦情を解決する体制を取り、サービスの向上に努める。 (6) 近隣住民や他の組織、事業者と良好な関係を維持する。 (7) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行う。 (8) 個人情報の保護を徹底し、その取り扱いを適正に行える体制を整える。 (9) 法令等を遵守した管理運営を行う。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価※	評価コメント※
市 民	利用者満足度	利用者アンケートでの満足度80%以上	年度末アンケートにて、満足、やや満足で94%を獲得。	B	
	苦情・要望に対する対応	1週間以内に対応	苦情・要望については都度対応している。	B	
財 務	※公設民営、介護報酬で運営されているため、委託料なし				
業 務	事件・事故等発生時の対応の適切さ	・対応マニュアル等の有無 ・避難訓練等の実施 (年2回以上)	・マニュアルに沿つて対応。 ・7月、10月に実施	B	
	個人情報保護の徹底	・対応マニュアル等の有無 ・個人情報保護の遵守	マニュアルに沿つて対応。	B	
	管理運営者としての適切さ	行政機関からの指導監査等における指摘事項の有無	無	B	
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守	実施	B	
人 材	適切な人員配置	基準以上の職員数の配置	配置できている。	B	
	職員の資質向上の取り組み	技能・技術を維持向上するための研修の実施	毎月の事業所内での研修。 外部研修の参加	B	

【評価基準】

- A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B:要求水準(評価指標)が達成されている
- C:要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていないければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

指定管理を受け3年目の年だった。年々稼働率が上がり、ご利用者、ご家族より高評価を頂いている。特色である、機能訓練、外出支援プログラム、認知予防プログラムのサービスが特に好評で、外部事業所にも浸透している。今後も広報活動を通じ事業所の取り組みを知ってもらい、多くの方に利用してもらえるようにしたい。職員の資質向上にも取り組み、サービスの向上につなげたい。

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)

- ・業務仕様書に基づき業務を遂行している。
- ・職員の資質向上に向け、研修を定期的に実施している。
- ・指定管理者としては優良と評価できる。引き続き適正な事業運営に努めてほしい。